

JASTPRO 384

貿易手続簡易化のために

2010-09

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. 第17回国連CEFACTフォーラム出席報告書(1/2) 1
2010年8月30日～9月3日(ジュネーブ, スイス)
- 記事2. ◇連載◇ 貿易慣習と物品売買法(6) 12
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ 26

=JASTPRO広報誌電子版のご案内=

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 第17回国連CEFACTフォーラム出席報告書(1/2)

2010年8月30日より9月3日までジュネーブの国連欧州本部にて開催されました掲題会議に日本代表団として出席致しましたので、下記のとおりご報告します。

業務第三部長 平井 一海

1. 今回のフォーラムの特記事項	}	本号掲載
2. 今フォーラムの日程と運用の概要		
3. 常設グループ別の活動概要		
3.1. ~ 3.4.	}	第385(10月)号掲載
3.5. ~ 3.8.		
参考資料 1:用語の定義	}	本号掲載
参考資料 2:TBG所属グループリスト		
参考資料 3:フォーラム参加者(国別内訳)		
参考資料 4:フォーラム参加者(グループ別内訳)		

▶ 会 期：2010年8月30日～9月3日

▶ 開催場所：ジュネーブ国際会議場(CICS)

▶ 参 加 者：世界27ヶ国、4つの国際機関、2つのNGOから合計140名

上記に加え下記の特別セッションにはそれぞれ下記の通りの参加があった。

第2日目(午前：会場は欧州国連本部)外交団セッションへの出席70名

第2日目(午後：会場は欧州国連本部)移行経済国・発展途上国のための技術解説への出席25名

注意)本報告書中において、文中での説明、あるいは脚注のない用語については参考資料1をご参照下さい。

1. 今回のフォーラムの特記事項

1.1. BRICsの揃い踏み

今フォーラムには、中国から6名(内訳：代表団4名、GSI China 2名)、ロシアから2名(代表団としての参加だが母体組織はGSI Russia)、ブラジルから3名(代表として登録された2名に加え、未登録が1名)が実質的に始めて国連CEFACTフォーラムに参加し、初のBRICsの揃い踏みとなった。また移行経済諸国よりはウクライナが12名の代表団を送り込んで来た。(参考資料3および4をご参照下さい。)

全員が国連CEFACTフォーラム初参加であった中国代表団は、分担してATG2, TMG, TBG1 (サプライチェーン)TBG6(建設)に参加。ロシアの2名はTBG1に参加。ブラジルから初参加の3名は農務省検疫担当官でTBG18(農業)に全員が参加した。ウクライナの代表は全員TBG15(国際貿易円滑化)に参加した。

これらBRICs諸国の目覚ましい経済成長は既に論評されている通りであり、目覚ましい経済発展の達成で国力が付き、中産階級が育ち、国連活動に参画するだけの経済力を付けてきた証である。これら諸国が今後、国連CEFACT活動に継続的、且つ積極的に参加するならば、国連CEFACTにとってはその組織活性化の原動力となるであろうし、これまで、欧米中心で動いて来たこの組織の運営のありかたも、徐々に変化して行くであろうと考える。

1.2. 国連CEFACTの組織および運営の改革案

ビューロから5月と8月に発出された各国代表団長宛の連絡文書で述べられていた国連CEFACTの組織および運営についての改革案が、本フォーラムで一般メンバーに始めて提示された。(参考資料5をご参照下さい)

改革案の骨子は、下記の図1に示した現行の組織について、総会→ビューロ / フォーラム管理グループ→5つの常設グループ(TBG¹と称する常設グループについてはその下の16のサブグループも改革の対象である)という3階層(サブグループを入れると4階層)の組織構造を図2に示した通りの2階層に整理し、フラット化しようというもので、1997年に前身組織である欧州経済委員会第4作業部会(略称WP4)が現在の国連CEFACTに改組されて以来、最初で最大の組織および運営上の改革である。

総会議長のStuart Feder氏の説明によれば、この改革の背景は、2008年頃より続いている上部組織である欧州経済委員会執行委員会(以下、EXCOMと略す)から国連CEFACTに対する組織ガバナンス強化など業務改革の強い要請である。

これはあくまでも小職個人の推測であるが、ビューロとFMGは、この2年間の国連CEFACT総会において、活動方針など基本施策についてのそれなりの対応を行ってきたが、それらがEXCOMの満足のいくレベルではなかったため、更なる実効ある具体策の実行を求められ、今回の改革案に至ったのではないかと考える。

言い換えると、今回の改革案は、EXCOMと国連CEFACT首脳部との交渉の結果としての「落としどころ」ではないかと推察するが、その論議の過程は一切公開されていない。また、このフォーラム以前には、殆どの参加メンバーとの連絡・相談も無く、改革案の策定が頭越しに進行していたことは否定出来ない。

一般メンバーが次元の低い反発をするとは考えられないが、この改革が、メンバーの前向きの行動を促し、改革が目指す目的を果たすものとなるかは、予断を許さない状況と考える。

1 TBGの下で現在実質的な活動を行っているサブグループは16ありそれらの活動については下記3.4をご参照下さい。

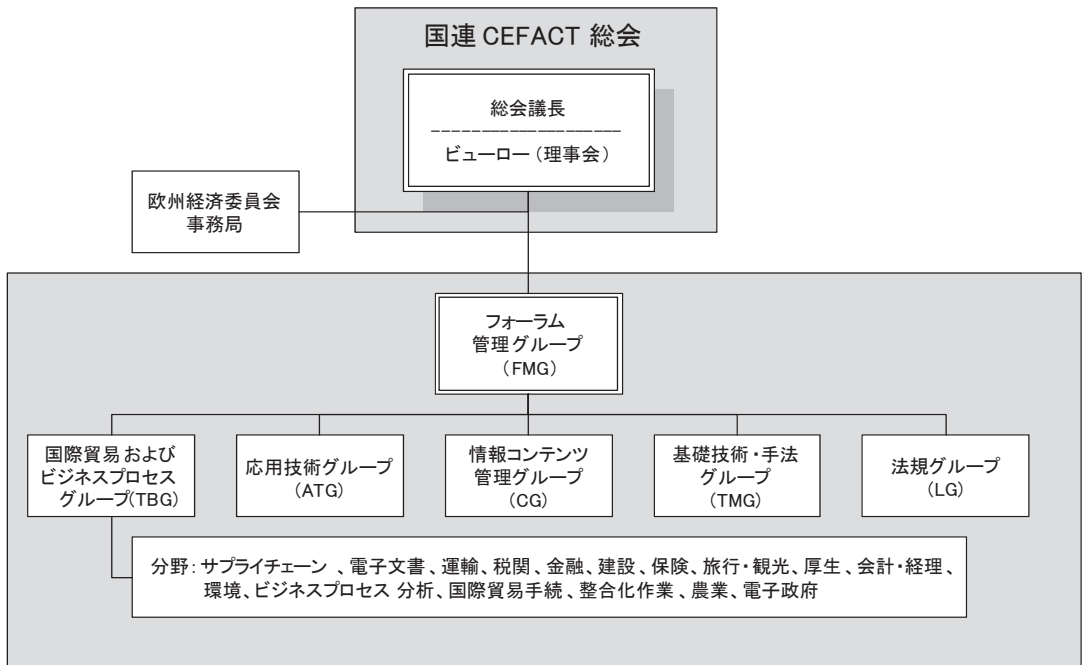


図1

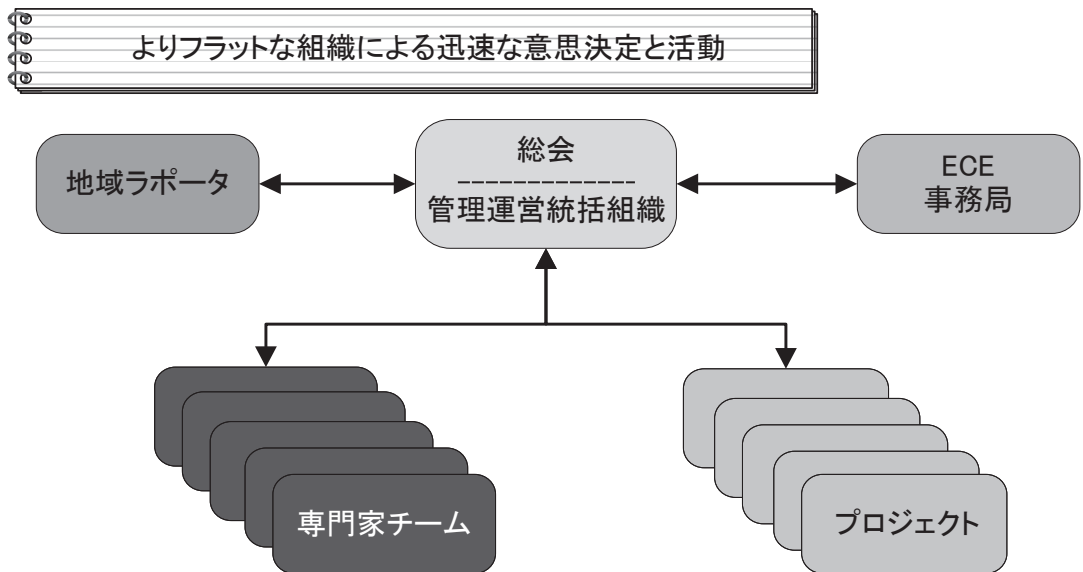


図2

現時点において、一般参加メンバーに公開された情報は、本報告書の参考資料5として添付した総会冒頭に開示された議長のプレゼン資料のみであり、会期中に一部の常設グループなどに対する説明会が行われたものの、小職が聞いた範囲では当該資料を超える詳しい説明は行われたとは考えられない。

本改革案で忘れてはならない点は、国連CEFACTが政府機関や民間企業と決定的に違う点、即ち、後者が給与を対価として成果を求める組織体であるのに対し、前者は、国連の一組織として、参加メンバーによる無償のボランティア活動でこれまで40年以上に亘りその活動が営まれてきたことである。いうまでも無く、ボランティア組織では、組織運営改革の実行は、コンセンサス形成が大前提であるが故に、それをトップダウン方式で数ヶ月内で遂行する事は大変難しいと考える。

議長のStuart Feder氏には、上記の小職の私見を伝達した上で、可及的速やかに関係文書を参加メンバーに公開した上で、コンセンサス形成に向けての最大限の努力を要請した。

1.3. 在ジュネーブ各国代表部への国連CEFACT活動のブリーフィング、および移行経済国・発展途上国のための国連CEFACT技術体系のブリーフィングの開催

今回のフォーラムでは、第2日目に上記の特別セッションが組まれた。前者は、ジュネーブでの開催の機会を捉え、欧州経済委員会事務局として公式外交チャネルを通じ、在ジュネーブ各国代表部に参加を呼び掛け国連CEFACTの活動の宣伝を企画したものである。後者はEXCOMからの移行経済諸国に対する能力開発(Capacity Building)の強化要請に応える施策の一環で行われたものである。(それぞれの講演内容は下記3.8をご参照下さい。)

2. 今フォーラムの日程と運用の概要

これまで恒例であった会期前の予備会議(CSDAT)は、会場の都合で今回は開催されなかった。

第1日目：8月30日(月)

開会式(Opening Plenary) その後、各常設グループ別の開会ミーティング(Opening Plenary)
来賓は欧州経済委員会事務局長代理 Andey Vasiliev氏

第2日目：8月31日(火)～第4日目：9月2日(木)

各常設グループ別の会議および複数グループでのJoint Meeting

▶ 第2日目(火)夜には、歓迎パーティが会議場ロビーで開催された。

主賓挨拶はFMG議長Mike Doran氏

スポンサー GS1 挨拶はNatascha Pottier氏1(TBG議長)

第5日目：9月3日(金)

午後より、各常設グループ別の総括ミーティング(Closing Plenary)とそれに引き続く閉会式(Closing Plenary)

閉会後に、拡大FMG/Bureau会議(理事会に相当)を開催。

会期中の昼休みを使った「勉強会」であるLunch & Learnセッションは慣例通り行われた。(下記3.7をご参照下さい)

3. 常設グループ別の活動概要

3.1. FMG (Forum Management Group: フォーラム管理グループ) および Bureau の総括

最終日の総会 (Plenary) における FMG/Bureau の総括は下記の通り:

3.1.1. 地元主催組織への謝辞および全体総括 (FMG 議長)

- ▶ 今回のフォーラムを運営した欧州経済委員会事務局とレセプションのスポンサー GS1 への感謝の意を表明。
- ▶ 今フォーラムの出席登録者は 180 名 (下記のブリーフィング出席者を含む)
- ▶ 会期第 2 日午前に開催した、在ジュネーブ各国代表部への国連 CEFACT 活動のブリーフィングへの参加は 50 名
- ▶ 会期第 2 日午後に開催した、移行経済国・発展途上国のための国連 CEFACT 技術体系のブリーフィングへの参加は 25 名

3.1.2. フォーラム会期中の FMG による審議および活動事項

下記が行われた:

- ▶ 8月29日(日) 開会前の運営方針打ち合わせ会議
- ▶ 8月30日(月) 下記項目の審議
 - スキーマ D09B 監査結果
 - EDIFACT デイレクトリ D10A 監査結果
 - コア構成要素ライブラリ D10A 監査結果
 - 新規プロジェクト提案
 - 貿易円滑化導入ガイドの進捗状況
 - CCMA プロジェクト再開
 - 3カ国ルールの運営状況
 - 総会議案書起草期限
- ▶ 8月31日(火)
 - 午前: 在ジュネーブ各国代表部への国連 CEFACT 活動のブリーフィング
 - 午後: 移行経済国・発展途上国のための国連 CEFACT 技術体系のブリーフィング
- ▶ 9月1日(水)
 - TBG1/TBG6による CCTS3.0/NDR3.0に準拠した標準文書一式の提案
 - 2011年春季フォーラム開催地
 - プレスリリース
- ▶ 9月2日(木)
 - 各グループより提出された成果物の審議
 - 各グループより提出された新規プロジェクトの審議

▶9月3日(金)

- 閉会式終了後に、総括ミーティングを予定

3.1.3. 次回以降のフォーラムの予定：

- ▶ 第18回2011年春のフォーラムについては、コロンビア代表よりボゴタでの開催提案を受けたが、米国国務省はこの5月に、麻薬密輸組織などによる治安悪化に鑑み米国民のコロンビアへの渡航自粛を勧告しており、米国からのフォーラム参加が難しく、多のメンバー国よりも治安問題の懸念有り、残念ながら辞退することとなった。代替策として、米国での開催が検討されている旨説明された。
- ▶ 第19回2011年 秋以降のフォーラムは未定、立候補を歓迎

3.2. ATG(Applied Technologies Group: 応用技術グループ)

議長：Mark Crawford氏

3.2.1. ATG1(EDIFACT 担当)

議長：Gate Boxman氏

- ▶ EDIFACTディレクトリ(登録簿)2010年前期版(D10A)は、ICG 監査を終え公開することがFMGで承認された。
- ▶ DMRの審査

本フォーラムでは合計45件のDMR(保守依頼)を審査し、下記の結果となった。下記の内、10件はTBG4から提出されてGOVCBRの保守、それ以外はTBG3からの提出：

無条件での承認	20件
修正の上で承認	10件
持ち越し	15件
却下	0件
申請取り下げ	0件

3.2.2. ATG2(ebXML 担当)

議長：Jostein Formyr氏

- ▶ データ型カタログ(DTC)は、保守要請に対応したVersion 3.1草案を取り纏め、FMGに対しては、この版が些細な修正であるので、ODPの定める手順を踏まずに公開することを求めることとなった。
- ▶ 第14回フォーラム(ローマ)で日本電気などより新規提案されたSBDH 第3版開発プロジェクトはODP3(内部草案起草)に入った。
- ▶ コア構成要素ライブラリ2009年後期版に対応するXMLスキーマの制作を完了し、ICGの監査を経て、FMGで公開が承認された。

- ▶ 命名設計規則(NDR)第3版については、データ型カタログ中の日付型への参照に関わる訂正版を確認した。
- ▶ XML4CCTS(コア構成要素のXMLによる表記法)草案の内部検討(ODP4)作業を継続。
- ▶ 次回中間会議は、TMGと合同し11月に米国ワシントンで開催予定
- ▶ 電話会議での作業は毎週継続的に行っている。

3.3. ICG (Information Content Management Group: 情報コンテンツ管理グループ)

議長: Mike Conroy 氏

- ▶ 空席となっていた副議長にNTTデータの遠城氏を選出。
- ▶ 国連CEFACTディレクトリの監査
下記の監査を実施しました:
 - XMLスキーマライブラリの2009年後期版
 - EDIFACTディレクトリ2010年前期版
 - コア構成要素ライブラリ2010年前期版(作業着手)
- ▶ 勧告20号(貿易のための計量・計測単位)の改訂版はパブリックレビューを終え公開に進んだ。
- ▶ 勧告16号(UNLOCODE)改訂第4版の作業計画を検討
- ▶ 国連CEFACTコードリストのebXML対応への移行
下記のコードリストなどを包含するXMLによる統合コードリストの第1版を作業中。(前期より継続)
UN/ECE Recommendations (e.g. Rec 16: UN/LOCODE)

3.4. TMG (Techniques and Methodologies Group : 基礎技術・技法開発グループ)

議長: Christian Huemer 氏

3.4.1. CCWG (Core Component Working Group コア構成要素(共通辞書)関係基礎技術)

議長: Mark Crawford 氏

- ▶ UPCC(UML Profile for Core Component)は本年4月26日にパブリックレビューを締め切り、関係者より提出された84件の意見書への対応作業を終えた。
- ▶ UCM (Unified Context Methodology: 統一コンテキスト処理手法)
ODP 3(内部草案起草)の作業を進めている。

3.4.2. BPWG (Business Process Working Group ビジネスプロセスモデル化技術)

議長: Marco Zapletal 氏

- ▶ UMM(国連CEFACTモデル化技法: UN/CEFACT's Modeling Methodology)第2版のODP6(実用性検証)は予定通り進行中です。
- ▶ REA (Resource Event Action)はODP2(要件定義)の作業を継続中である。

参考資料 1：用語の定義

(続)

i) 文書

本報告書中の記述で「文書」(Document)と書かれている場合、特記されていない限り、それらは総て、紙の文書ではなく、XML/EDIで送受信されるデータ単位であって、その内容が(一定のフォーマットによる)一件の文書、書類あるいは図表であるものを意味する。

ii) メッセージ

本報告書中の記述で、「メッセージ」と書かれている場合は、EDIFACTなど従来のEDIで送受信されるデータ単位であって内容は上記「文書」と同等のものを意味する。

iii) 公開開発手順(ODP)

国連CEFACTの各種勧告や技術標準は「公開開発手順」(ODP: Open Development Process)によって、その着手から公開標準として一般に公開するまでの全過程を1から7までの段階に区分し、公開を原則に恣意性を排し、ルールベースで作業が進められます。本報告書中ではODPと略し、段階の数字を添える。

ODP1: ステップ1 … プロジェクトの企画書の立案・開発担当チーム編成

ODP2: ステップ2 … 対象業務の要件収集と取り纏め

ODP3: ステップ3 … 開発担当チーム内部草案起草

ODP4: ステップ4 … 開発担当ワーキンググループ内部での草案の検討・審議

ODP5: ステップ5 … パブリックレビュー(ユーザを始めとする利害関係者に対する意見の募集)

ODP6: ステップ6 … 実用性検証あるいは導入検証

ODP7: ステップ7 … 標準あるいは勧告としての正式公開

iv) BRS / RSM

下記の文書は国連CEFACTにおける技術標準仕様を開発し公開する上での基本文書として同組織の運用規約に定められている。以下の報告中ではこれらは総て下記の略号で表記する。又、これらの文書中で用いられるモデル化技法は、国連CEFACT標準モデル技法(略称: UMM)を使うルールとなっている:

BRS(Business Requirement Specification): 業務要件記述書

RSM(Requirement Specification Mapping): 要求技術仕様マッピング

– BRSで定義された対象データモデルとコア構成要素辞書との対応関係を記述する文書

v) B-S-Pモデル

国連CEFACTが開発を進めている受発注(Buy)から出荷(Ship)、さらには代金精算(Pay)に至る国際および業際サプライチェーンを包含する一連のビジネスプロセスの総称。これらをデータモデル化した上で、それらを整流化し簡素化する事を目指している。

vi) CEN

欧州標準化委員会(European Committee for standardization)

<http://www.cen.eu/cenorm/homepage.htm>

下記の作業部会などを運営している。

vii) ISSS

情報化社会標準体系：Information Society Standardization System
通常、CEN/ISSSと結合して表記する。

viii) WS/ ePPE

欧州標準化委員会：欧州における政府等公共調達における相互運用性確立の為の作業部会：
Workshop on “Interoperability in the Implementation of electronic public procurement
in Europe

ix) WS/BII

欧州標準化委員会：欧州における政府等公共調達における業務インターフェイスの相互運用性
確立の為の作業部会 Workshop/BII (European Committee for Standardization Information
Society Standardization System Workshop on Business Interoperability Interfaces on
public procurement in Europe)

x) WS/eBES

欧州標準化委員会：欧州域内標準化促進のための電子ビジネス委員会 --- e-Business Board
for European Standardization

xi) EEG

eBESの下での専門家会議 – eBES Experts Groups
下記が活動中である：

EEG1: Supply Chain (サプライチェーン)

EEG2: Transport (運輸)

EEG3: Customs (税関)

EEG4: Banking (金融)

EEG5: Architecture, Engineering & Construction (建設)

EEG6: Statistics (統計)

EEG7: Insurance (保険)

EEG9: Health Care (保健)

EEG13: e-Government (電子政府)

EEG14: Agriculture (農業)

xii) OAGi

Open Application Group Inc. – 米国の非営利の団体で、E-Businessやアプリケーションを統
合するための、XMLコンテンツに基づいたベスト・プラクティスやプロセスが活動対象の中心である。
<http://www.oagi.org/dnn/Home/tabid/136/Default.aspx>

参考資料 2 : TBG 所属グループリスト

TBG1	サプライチェーン	Supply Chain
TBG2	空席	
TBG3	運輸	Transport
TBG4	税関	Customs
TBG5	金融	Finance
TBG6	建設	Architecture, Engineering and Construction
TBG7	無期限休止	(Statistics)
TBG8	保険	Insurance
TBG9	旅行・観光	Travel and Leisure
TBG10	保健・厚生	Health care
TBG11	無期限休止	(Social Security, Employment and Safety)
TBG12	会計・監査	Accounting and Auditing
TBG13	環境問題	Environmental Management -
TBG14	ビジネスプロセス分析	Business Process Analysis
TBG15	国際貿易手続円滑化	International Trade Facilitation
TBG16	受付窓口	Entry Point (Asia, Australia, Europe, USA)
TBG17	共通辞書整合化作業	Harmonization
TBG18	農林水産業	Agriculture
TBG19	電子政府	e-Government

参考資料 3:

フォーラム参加者(国別内訳)

下記の27カ国、4国際機関、2 NGOが参加した。

参加国(ABC順)	人数
Australia	3
Austria	3
Belgium	4
Brazil	2
China	4
Denmark	4
EU	4
Finland	3
France	17
Germany	4
India	2
Iran	4
Ireland	1
Italy	4
Japan	10
Korea	3
Malaysia	1
Netherlands, The	8
Norway	4
Russia	2
Senegal	3
Spain	1
Sweden	3
Switzerland	2
Ukraine	12
United Kingdom	8
USA	12
国別小計	128
CITES	1
IATA	3
ISO	1
GS1 China	2
UNECE	4
WCO	1
国際機関等 小計	12
総合計	140

参考資料 4:

フォーラム参加者(グループ別内訳)

グループ等	参加人数
Bureau/FMG	15
ATG	8
ICG	3
LG	1
TBG	9
TBG1	8
TBG2	0
TBG3	14
TBG4	2
TBG5	7
TBG6	10
TBG7	0
TBG8	7
TBG9	3
TBG10	0
TBG11	0
TBG12	3
TBG13	1
TBG14	1
TBG15	25
TBG16	0
TBG17	7
TBG18	6
TBG19	8
TBG 小計	111
TMG	2
合計	140

◇ 連載 ◇

記事2. 貿易慣習と物品売買法(6)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

6. 貿易契約における物品の適合性

6.1 はじめに

6.1.1 契約に適合する物品の引渡

インコタームズは、工場渡条件(Ex Works)から仕向地持込渡(関税込み)条件(Delivered Duty Paid)までの13種類の定型取引条件の売主の義務第1項において、「売主は、売買契約に合致する物品および商業送り状またはこれと同等の電子メッセージならびに、その契約によって要求されるときは、物品の適合性(conformity)の証拠を提供しなければならない」と規定し、また、買主の義務第1項で、「買主は、売買契約に定められたとおり、代金を支払わなければならない」と規定しています。これは、売買契約に従って、物品を引渡すのが売主の義務であり、また代金を支払うのが買主の義務であるという基本原則に当事者の注意を喚起する規定と考えられます。売主は、買主が契約に従って代金を支払うことに対して、契約に適合する物品を提供し、また買主は、売主による契約に適合する物品の引渡に対して、代金を支払う約束をするのです。例えば、FOB契約において、船積された物品が契約に適合するものであることを前提として、その所有権および危険が買主に移転するのです。物品の適合性に瑕疵がある場合、船積されても所有権と危険は移転しません。通常、FOBの売主は船積後の物品に保険を掛けていないので、この物品が運送中に滅失し、かつ、船荷証券などにより適合性を欠如することが立証された場合、売主は大きな損害を被ることになります。他方、買主は、別段の合意がないかぎり、代金を支払う前に、引渡された物品が契約に適合するか否かを検査する機会を持つ権利があります。

6.1.2 見本売買・説明売買など

一般に、店頭取引では、顧客は陳列されている商品の中から自分の欲しいものを選んで購入します。買主は自分で判断できないときは、自分の欲する種類・数量・使用目的などを店員に説明して、選んでもらうこともできます。日常生活の中では、銘柄や商標名で商品を求め、製造業者や販売業者の技術や能力を信頼して、あるいは売主の保証にもとづいて特に検査をしないで、購入するのが普通です。スーパーマーケットでは、買主は陳列棚から商品を選んでかごの中に入れて、レジで代金を支払います。当事者間には会話がありません。しかし、貿易取引のように、遠く離れた国または地域に営業所をもつ売主と買主の間の売買契約では、電子情報通信技術の発達した今日でも、外国語によって売買の目的物を説明または記述することは、必ずしも容易なことではありません。通信・運送制度の発達が十分でなかった時代には、海外の取引先との

売買契約の履行における不確実や不安を取り除くため、海外の貿易港に商事代理人(factor)を置いて、委託販売または委託買付契約により、物品引渡と代金支払をきちんと履行できるような間接的な取引方法が数世紀にわたって行われてきました。19世紀に入り、次第に諸制度の近代化が進み、その利用が普及するに伴って、また売買当事者の経験や知識が豊富になるにしたがって、間接的貿易取引から直接的貿易取引へ移行する傾向がみられます。産業の多様化に伴って商品の種類も豊富になってきますが、その販売促進を図るために、見本、雛型、カタログ、説明書、仕様書などが使用されるようになります。このような資料を利用して行われる契約を見本売買(sale by sample)、説明(または記述)売買(sale by description)、仕様書売買(sale by specification)などと称します。不適切な見本の使用または説明が誤解を招いて紛争になることも少なくありません。また、これまでに引用した判例にも見られるように、戦争や景気変動により物価が急激に高騰または下落すると、契約を取消したいと考える当事者が、物品の種類・品質または数量の過不足などを理由として、物品を拒絶する紛争も起ります。契約を締結する際に、物品の記述について注意して、不適切な記述に基因するクレームを回避することが大切であると考えます。そのような意味で、本稿では、物品の適合性、買主の検査権と拒絶権などについて説明したいと思います。

6.2 売買契約の当事者の義務

6.2.1 引渡と支払は同時条件

イギリスの物品売買法(SGA)は、「売買契約の条項に従って、物品を引渡すのが売主の義務であり、これを受領し、代金を支払うのが買主の義務である」と規定しています(第27条)。また、SGAは、「別段の合意がないかぎり、物品の引渡と代金の支払は同時に履行されるべき条件とする。すなわち、売主は代金と引換に物品の占有を買主に移す用意と意思(ready and willing)があることを要し、また買主は物品の占有と引換に代金を支払う用意と意思があることを要する」と規定しています(第28条)。

6.2.2 引渡と支払の時期に関する初期の判例

1825年のBloxam v. Sanders事件¹において、Bayley判事は、「物品が売却され、しかも引渡および支払の時期に関して何らの定めがない場合には、売主は、買主が代金を支払って、物品の引渡を請求したときは、何時でもこれを引渡さなければならないが、買主は、代金を支払うまでは物品を占有する権利を有せず、また、物品が信用にて(on credit)売買され、引渡の時期について何らの合意がないときは、買主は即時に占有および所有する権利を取得する。ただし、この占有する権利は絶対的のものではないので、現実には占有する以前に、買主が支払不能になった場合には、この権利は否認されることを免れない」と判示しました。

1 *Bloxam v. Sanders* (1825) 4 B.& C. 941, at p.948.

6.2.3 約束を履行する用意と意思

同時条件とは、引渡と支払とが同時になされることを黙示すると言われてきましたが²、SGA 第28条は、実際に代金の支払または提供が売主の物品引渡の義務の停止条件であるということの規定していない点に注意しなければなりません³。Benjaminの『物品売買法』において、「必要なことは、何れの当事者も何時でも自己の約束を履行する用意と意思 (ready and willing)があることで⁴、以前は、買主が代金を支払う用意と意思のあったことを明示的に証言することを要したが、もはやこの点は要求されなくなった。しかし、信用に関して何らの取決めなしに物品が売買された場合、または信用にて物品が売買されたが、信用期間が経過した場合、もしくは買主が支払不能になった場合には、支払を得ない売主 (unpaid seller)⁵が物品を占有しているときは、代金の支払または提供があるまで、これを留保することができる」と説明しています⁶。

6.2.4 買主は検査の機会を持つまで代金支払の義務がない

1967年国際物品売買統一法 (ULIS) は、SGA 第28条と同様に、物品引渡と代金支払は同時条件である旨を規定していますが、原則として、買主は物品を検査する機会を持つまで代金を支払う義務がない旨を規定しています。参考までに、同法第71条および第72条を以下に記載します。

「ULIS 第71条

本法第72条に別段の規定がある場合を除いて、物品の引渡と代金の支払は同時条件である。しかしながら、買主は、物品を検査する機会を持つまで、代金を支払う義務がないものとする。」

「ULIS 第72条

第1項 契約が物品の運送を含み、かつ引渡が、第19条第2項の規定に従って、物品を運送人に引渡すことによって行われる場合には、売主は、代金を受領するまで発送 (despatch) を遅らせるか、あるいは、運送中の物品の処分権を留保する条件で物品の発送を行うことができる。後者の場合には、売主は、買主が代金支払と引換に仕向地において物品を交付すること、かつ買主は、物品を検査する機会を持つまで代金を支払う義務がないことを要求することができる。

第2項 しかしながら、契約が書類引換払いを要求する場合には、買主は、物品検査の機

2 *Forrestt & Son Ltd. v. Aramaya* (1900) 83 L.T. 335, 338.

3 *Bloxam v. Sanders* (1825) 4 B.& C. 941.を参照。

4 *Pordage v. Cole* (1669) 1 Wms.Saund. 319; *Morton v. Lamb* (1797) 7 T.R. 125, 212; *Rawson v. Johnson* (1801) 1 East 203, 212; *Waterhouse v. Skinner* (1801) 2 B.& P. 447; *Lawrence v. Knowles* (1839) 5 Bing.N.C. 399; *Pickford v. Grand Junction Ry.* (1841) 8 M.& W. 372, 378; *Paynter v. James* (1867) L.R. 2 C.P. 348; *Re Phoenix Bessemer Steel Co.* (1876) 4 Ch.D. 108.

5 SGA 第38条を参照。

6 A. G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1974, Sec. 584, p.266.

会を有しないという理由で、代金の支払を拒絶することができない。」

6.3 契約に適合しない物品の船積

6.3.1 誤った数量の引渡に関する規定

SGA 第30条 誤った数量の引渡

第1項 売主が約定数量以下の物品を引渡したときは、買主はこれを拒絶することができる。

但し、買主が引渡された物品を受領した場合には、買主は契約した代金の割合にて支払わなければならない。

第2項 売主が約定数量以上の物品を引渡したときは、買主は契約した数量だけを受領し、残余を拒絶するか、あるいは、全部を拒絶することができる。但し、買主が引渡された物品全部を受領した場合には、買主は契約した代金の割合にて支払わなければならない。

第3項 売主が約定と異なる種類の物が混じた物品を引渡したときは、買主は契約した物品のみを受領し、残余を拒絶するか、あるいは全部を拒絶することができる。

第4項 本条の規定は、これと異なる商慣習 (usage of trade)、当事者間の特約 (special agreement) または取引の過程 (course of dealing) があるときは、これに従う。

6.3.2 約定の品質・数量と異なる物品

一般原則として、物品が運送人に引渡されたとき、所有権が買主に移転することは明らかなことです。別段の合意がないかぎり、FOB(出荷地)条件の契約に基づいて、出荷地点で運送人に物品を引渡したとき、買主に所有権が移転し、また、FOB(仕向地)条件では、仕向地において、物品を引渡したときに所有権が買主に移転することも疑う余地がありません。しかし、このような法律の原則を適用する場合、物品が売買契約に定められた要件に合致して契約に充当されたこと、換言すれば、契約の重要な要件を充足していることを前提としています⁷。基本的に、或る種類の商品が売買された場合、全く異なる種類の商品が船積されたときは、瑕疵のある充当がなされたこととなります。したがって、契約に適合しない物品を運送人に引渡しても、買主には所有権も危険も移転しません⁸。例えば、売主が、約定の数量よりも多い、または少ない数量の物品を引渡し、かつ契約に定めた数量がこの契約の重要な要素であると仮定します。この場合、引渡された物品の数量が契約に合致しないので、その所有権も危険も買主に移転しません。売買契約に定められたとおりの物品を提供することが、商人間の契約の重要な条項です。この点について、アメリカの法廷で次のように判示されています⁹。「数量は常に売買契約の重要な要素であり、売主は、買主をして義務を履行させるためには、契約に定めたとおりの数量の物品を提供しなければならない。」

7 *Ellis v. Roche*, 73 Ill. 280; *Diversey v. Kellogg*, 44 Ill. 144.

8 *Obrechit v. Crawford*, 175 Md. 385, 2 Atl.2d 1.

9 *Beals v. Hirsch*, 211 N.Y.S. 293, 214 App.Div. 86.

6.3.3 拒絶権は合理的期間内に行使すること

したがって、実際に引渡された物品が、契約の重要な条項に合致せず、不足、超過またはその他の点において異なるときは、買主が、売主の引渡不履行に対する権利を放棄するか、あるいは拒絶と相容れない所有権にもとづく行為をしないかぎり、所有権は買主に移転しません。SGA 第30条(USA 第44条)の規定は、或る程度、買主の救済ですが、この規定は、物品が安全に到着することを前提にしています。約定数量と異なる数量の物品が船積みされ、これが運送中に滅失したときはどうなるのでしょうか。買主が不適合な物品を拒絶する権限を有する場合には、買主はその旨を適時に売主に通知しなければなりません。そして、この通知には、買主がその物品について支配または所有権に関連する行為を行う前になされる必要があります。この点について、法廷は次のように述べています¹⁰。「引渡された物品が約定の品質と異なるという理由で、買主が拒絶する権利を有する場合、買主は合理的な期間内に、かつその物品に対する所有権を行使する前に、その権利を行使しなければならない。拒絶する前に、例えば、買主が引渡された物品の一部を他の者に転売し、または売主の所有権と相容れない行為をしたときは、その後では、この契約を取消すことができない。」

6.3.4 法は些事に関せず

「法は細事に関せず」(de minimis non curat lex) (The law does not concern itself with small matters.)という法格言があります。これを“De minimis rule”と言います。裁判所は裁判という形式を踏んで解決するには値しないような些細な問題は取上げないというときに引用される法格言です。例えば、1ドルの名目的損害賠償を請求する訴えで、そこでの法律問題も事実問題もいずれも重要でないときに、この法格言を引用して訴えを却下することがあります。これに関連した判例に、微細な(microscopic)数量の不足または超過は、買主に影響を与えるものではないと判示しています¹¹。ばら積貨物(in bulk)として物品を供給する契約では、運送中に極めて僅かな数量の誤差が生じることは避けられないので、法廷は非常に大量の引渡がなされる場合に、極めて僅かな相違を理由に買主が拒絶することを認めないことがあります¹²。1912年のShipton Anderson & Co. v. Weil Bros. & Co.事件¹³において、小麦の売買契約で、引渡数量の上限が4950トンと制限されていましたが、実際に引渡された数量はこの上限を55lb.超過していたので、買主は、売主が売買契約にもとづく義務を履行しなかったとして、物品を拒絶しましたが、法廷は、4950トンの小麦の売買契約において、55lb.は“De minimis rule”に該当すると判示して、買主の主張を斥けました。しかし、売主は、売買契約の義務を実質的に履行しな

10 *Wolf v. Dietzch*, 75 Ill. 205, at p.210.

11 *Arcos Ltd. v. E. A. Ronaasen & Son* [1933] A.C. 470, 480; *Shipton Anderson & Co. v. Weil Bros. & Co.* [1912] 1 K.B. 574, 577.

12 *Harland and Wolff Ltd. v. Burstall & Co.* (1901) 6 Com.Cas. 113, 116.

13 *Shipton Anderson & Co. v. Weil Bros. & Co.*, *supra*.

かったという意見に対する抗弁以外には、このルールを援用することができません¹⁴。また、物品の瑕疵または超過数量がこのルールの適用範囲内であることを立証するのは売主の責任です¹⁵。「De minimis rule」は、荷為替信用状には適用されません¹⁶。

6.4 買主の物品検査権

6.4.1 買主の物品検査権に関する規定

買主は引渡を受領する前に、まだ検査していない物品を検査する権利を有します。1979年のSGAは次のように規定しています。

〔SGA 第34条 買主の物品検査権

第1項 物品が買主に引渡され、かつ買主がまだ検査を行っていない場合には、買主がその物品が契約に適合するか否かを確認する目的をもって検査するための合理的な機会を持つまでは、買主はその物品を受領したもとはみなされない。

第2項 別段の合意がないかぎり、売主は買主に物品の引渡を提供(tender delivery)するとき、買主の要請によりその物品が契約に適合するか否かを確認する目的をもって、その物品を検査するための合理的な機会を買主に与えなければならない。〕

6.4.2 適商品質を有すること

SGA 第14条は、品質または適性(fitness)に関する黙示の条件または保証に関する規定ですが、同条第2項は、売主が取引の過程において物品を売買している場合には、契約に基づいて供給される物品が適商品質(merchantable quality)を有する旨の黙示条件があると規定しています。また、同条第6項は、いかなる種類の物品も、その物品に適用される説明または記述、その価格(関連があるとき)、その他の関連する状況から期待することが合理的であるとして通常購入される目的に適合するときは、その物品は本条第2項に定める適商品質を有するものと定めています。

6.4.3 記述に合致すること

6.4.3.1 記述売買に関する規定

SGA 第13条は、記述(説明)売買(sale by description)について規定しています。

〔SGA 第13条 記述による売買

第1項 記述による売買契約の場合には、物品がその記述に合致するという黙示条件が存在する。

14 *Margaronis Navigaton Agency Ltd. v. Henry W. Peabody & Co. of London Ltd.* [1965] 1 Q.B.300.

15 *E. A. Ronaasen & Son v. Arcos Ltd.* (1932) 48 T.L.R. 356. *affd. sub nom. Arcos Ltd. v. E. A. Ronaasen & Son, supra.*

16 *Moralice (London) Ltd. v. E.D. and F. Main* [1954] 2 Lloyd's Rep. 526; *Soproma S.p.A. v. Marine and Animal By-Products Corporation* [1966] 1 Lloyd's Rep. 367, 390.

第2項 記述に加えて見本をもって売買する場合には、物品の全部が見本に合致するだけでなく、記述にも合致するものでなければならない。」(第3項および第4項は省略)

6.4.3.2 売主の説明を信頼して購入

Varley v. Whipp 事件¹⁷において、売主は、前の年に製造された耕運機で、まだ50エーカーを耕しただけなので、新品同様であると説明して、中古の耕運機を買主に売る契約を結びました。買主は、契約前にこの耕運機を見ていなかったため、これは説明または記述売買になります。けれども、実際に引渡された耕運機は、新品には見えない、使い古したものであり、買主はこの引渡を拒絶することが認められました。この事件で、Channell 判事は、「Sale by description という用語は、買主がまだ実際に物品を見ておらず、売主の説明または記述のみを信頼して購入するすべての売買に適用される」と判示しました。しかし、買主が物品を見た場合でも、その物品が説明または記述と明らかに相違するときは、この契約は sale by description とみなされます。

6.4.3.3 包装の方法は重要な要素

Noore & Co. v. Landauer & Co. 事件¹⁸において、ロンドンの商人がオーストラリアから果物の缶詰を3,000個輸入する契約を結びました。この契約には、20個ごとに1箱に詰めるという条項が明示されていましたが、ロンドンに到着した果物の缶詰は、1箱に24個(2ダース)ずつ詰められていました。包装の方法(mode of packing)は物品の記述の重要な要素であるという理由で、買主は全部の引渡を拒絶できると判示されました。

6.4.4 見本に合致すること

6.4.4.1 見本売買に関する規定

「SGA 第15条 見本による売買

第1項 契約中に、見本による売買であることを認めるに足る明示または黙示の条項がある場合には、その売買契約は見本による売買契約(sale by sample)とする。

第2項 見本による売買契約である場合には、次の黙示条件があるものとする。

- (a) 物品の全部(the bulk)がその品質について見本と一致すること
- (b) 買主は、物品の全部を見本と比較するために合理的な機会を有すること
- (c) 合理的な見本検査によっても発見することのできない瑕疵によって物品が非商品性(unmerchantable)にならないこと

第3項 第2項(c)号にある非商品性は、第14条第6項に従って解釈されるものとする。
(第4項は、本法の改正に伴う経過措置に関する規定なので省略)」

17 Varley v. Whipp [1900] 1 Q.B. 513.

18 Moore & Co. v. Landauer & Co. (1921) 26 Com.Cas. 267; *affd.* [1921] 2 K.B. 519, C.A.

6.4.4.2 見本売買における検査の場所

見本売買の場合には、引渡の場所をもって検査の場所と一応推定することは、すでに裁判所の判示するところですが¹⁹、見本売買だけでなく、他の場合においても、一般に、引渡の場所をもって適切な検査の場所と推定することができます。ただし、これと異なる特約があるときは、これが優先することは判例によって明らかです²⁰。アメリカの旧統一売買法(USA)第47条第1項および第2項は、SGA第34条第1項および第2項と同文です。USAの第3項の規定はSGAにはありませんが、代金と引換に買主に物品を引渡す約定で売主が物品を運送人に引渡した場合には、別段の合意がないかぎり、買主は代金支払以前に物品の検査を行うことができない旨を定めています。

6.4.4.3 見本売買における買主の検査権

SGA第34条第2項の規定は、見本売買についても適用されます。買主の物品検査権は、要請があった場合にのみ生じるものであり、また明示たは黙示の合意によって排除することができます。この権利によって、売主側に違反があった場合に、一般に契約不履行の結果生じるものと異なる損失を証明したとき、買主は売主に対して損害賠償を請求できます。しかし、買主の物品検査権の主要な意義は、原則として、買主が物品を受領する義務の停止条件を課することなのです。そして、所有権がすでに移転しているときは、買主の代金支払の義務の停止条件を課することになります。そこで、売主が買主に対して物品を検査する機会を拒絶した場合、買主が引渡受領を拒絶しても、買主は原則として違反になりません²¹。反対に、買主が物品の検査を拒んだ場合には、売主が引渡を行わなくても、売主は違反を問われません²²。物品が運送人に引渡されたとき、所有権が買主に移転した場合には、買主は、原則として、物品を検査する機会を持つまで、代金を支払う義務はありません²³。しかし、これらの規則は当事者間の明示の合意によって排除することができます。

6.5 検査の場所、時期および費用

6.5.1 物品検査の場所

原則として、引渡の場所が検査の場所です。この件に関する指導的判例は、1893年の

19 *Perkins v. Bell* [1893] 1 Q.B. 193.この事件では、大麦が見本により売買されました。検査の期間については、SGA第15条第2項を参照。

20 *Saunt v. Belcher & Gibbons Ltd.* [1920] 26 Com.Cas. 115. *Van den Hurk v. Martens & Co. Ltd.* [1920] 1 K.B. 850; *Boks & Co. v. Rayner & Co.* (1921) 37 T.L.R. 519; affd. by C.A. 800 (FOB契約); *Scaliaris v. Ofverberg & Co.* (1921) 37 T.L.R. 307. C.A. (FOB契約).

21 *Lorymer v. Smith* (1822) 1 B.& C. 1; *Pettitt v. Mitchell* (1842) 4 Man.& G. 819; *Isherwood v. Whitmore* (1843) 11 M.& W. 347.

22 *Walter Potts & Co. Ltd. v. Brown Macfarlane & Co. Ltd.* (1934) 30 Com.Cas. 64.

23 *Toulmin v. Hedley* (1845) 2 C.& K. 157.

Perkins v. Bell 事件²⁴です。この事件では、大麦が見本により売買され、買主の農場に近い鉄道の駅で引渡されることになっていたので、その駅が物品検査の場所であると判示されました。しかし、買主だけが検査する場所を考えていたという事実は余り重要でないので、当事者は他の場所を検査の場所とすることを合意できます²⁵。契約に従って、売主が物品を運送人に引渡し、これが買主への引渡とみなされる場合、引渡の場所(船積地点)で検査することが合理的と考えられないとき、検査の場所は買主の営業所であると考えられます²⁶。けれども、引渡地点で検査を行うことが便利であるときは、例えば、Perkins v. Bell 事件に見られるように、買主が引渡地点から、物品を転売先の業者に向けて転送する場合には、その場所は当事者にとって合理的な検査の場所です。しかし、運送の途中で検査をすることが、物品の梱包の性質上、実務的でないときは、転売先の業者の営業所が検査の場所と考えられます²⁷。通常、検査の場所は、当事者間の合意または取引の性質により様々です。例えば、Heilbutt v. Hickson 事件²⁸における取引は、フランス陸軍に納入することが知られていた大量の靴をロンドンの商人に売る契約でした。製造業者から送られてきた積送品がロンドンの商人により検査され、受領されましたが、その後になって、大量の靴について、フランス陸軍が合法的に拒絶した場合に、売主がこれを全部引取らなければならないような問題が発生しました。そこで、当事者間の合意により、検査の場所を変更することになりました。後日、フランス陸軍が靴の一部を任意に抽出して、かかとを取り外して調べたところ、かかとの中に紙が詰めてある事実が発見されました。結局、一旦は納入された靴ですが、検査の結果、不適合であることが明らかとなり、全部が返還されることになりました。Brett 判事は、最初の検査は、靴の瑕疵の性質から、実際の検査とは言い難いものであり、フランスで行われた場所が検査の場所であるという意見を述べました²⁹。イギリスの国内取引では、多くの場合に、検査の場所は売主の営業所となっており、検査の後で、売主が物品を買主に引渡しているということ³⁰。

6.5.2 物品検査の時期

物品の検査は、物品の性質および四囲の状況を考慮して、合理的な時期に行われなければ

24 *Perkins v. Bell* [1893] 1 Q.B. 193. なお、ULIS 第38条第2項を参照。

25 *Ibid.*

26 *Grimoldby v. Wells* (1875) L.R. 10 C.P. 391; *Thames Canning Co. v. Eckardt* (1915) 23 D.L.R. 805; *Canterbury Seed Co. Ltd. v. J. G. Ward Farmer's Association Ltd.* (1895) 13 N.Z.L.R. 96.

27 *Van den Hurt v. R. Martens & Co. Ltd.* [1920] 1 K.B. 850; *Molling & Co. v. Dean & Sons Ltd.* (1901) 18 L.T.R. 217; *J. W. Schofield & Sons v. Rownson, Drew & Clydesdale Ltd.* (1922) 10 L.L.R. 480; *Bragg v. Villanova* (1923) 40 T.L.R. 154; *A. J. Frank & Sons Ltd. v. Northern Peat Co. Ltd.* (1963) 39 D.L.R.(2d) 721.

28 *Heilbutt v. Hickson* (1872) L.R. 7 C.A. 438.

29 *Ibid.*, at p. 456. この意見は、*Grimoldby v. Wells* (1875) L.R. 10 C.P. 391, 395-396. で繰り返し引用されました。

30 A. G. Guest, *op. cit.*, Sec. 874.

なりません³¹。買主が物品を検査しなかったことは、物品の検査権の放棄の証拠であり、かつ合理的な期間にわたり拒絶の通知を行わずに物品を保持する場合、物品の受領の証拠となりえます。

6.5.3 物品検査の費用

検査の機会を提供するための費用 (cost) は売主の負担です。しかし、検査それ自体の費用は買主が負担しなければなりません。ただし、検査の結果、不適合であることが立証された場合には、損害賠償額にこれを含めることができます³²。

6.5.4 反対の合意

検査を行わずに、所有権が買主に移転する、または代金が支払われる旨を明示的または黙示的に合意することができます。その例は、CIF 契約に見られます。この条件の契約では、買主は物品の検査権なしに、船積書類と引換に代金を支払わなければなりません。物品が到着したとき、これが契約に合致しないことが証明された場合に、買主が、適時に行動して、物品を拒絶し、支払った代金を取戻すことができます³³。

6.6 FOB 契約における物品検査

6.6.1 船積前に検査する原則はない

FOB 契約の売主は、船積によって物品を引渡す義務を履行します。しかし、FOB 契約に関連する事件では、Perkins v. Bell 事件で述べられた推定規則が引用されることがあっても、おそらく反駁されるでしょう。「FOB 契約の買主は、物品が船舶上に置かれる前に検査しなければならないという一般原則は存在しない」という判例があります³⁴。しかし、これと反対の解釈も不合理であると説明されています³⁵。買主が船腹の手配をしたという事実だけでは、船積地点が検査の場所であるという決定的な証拠にはなりません。この場合、運送人による物品の引受けは、運送目的だけであり、売買契約にもとづく物品の受領ではないのです³⁶。他方、売主は、物品が特定の仕向地で最終的に買主の処分に委ねられることを知っているのであるから、物品の仕向地が検査の場所であるというのも決定的なものではないようです³⁷。この種の事件において、Bailhache 判事は次のように述べています。「検査の場所を後の方に遅らせるためには、2つの要因の存在が必要である。最初の売主が、物品がさらに新しい仕向地に向けて運送されることを

31 Samuel Williston, *The Law Governing Sales of Goods*, rev. ed., Sec. 476. Heilbutt v. Hickson (1872) L.R. 7 C.P. 438. (フランス陸軍に納入する軍靴のかかとの強度検査)

32 *Walter Potts & Co. Ltd. v. Brown Macfarlane & Co. Ltd.*, *supra*. (専門家による鉄の品質検査)

33 *E. Clemens Horst & Co. v. Biddell Bros.* [1912] A.C. 18; *Polenghi Bros. v. Dried Milk Co. Ltd.* (1904) 92 L.T. 64.

34 *Boks & Co. v. J. H. Rayner & Co.* (1921) 37 T.L.R. 519, 520; *Bragg v. Villanova* (1923) 40 T.L.R. 154.

35 *Boks & Co. v. J. H. Rayner & Co.*, *supra*. それが無慣習であるという十分な証拠が存在しないと判示されました。

36 *Vigers Bros. v. Sanderson Bros.* [1901] 1 Q.B. 608, 612.

37 *Saunt v. Belcher and Gibbons Ltd.* (1920) 26 Com.Cas. 115. 但し、これは Ex Dock 条件です。

知っていること、そして、売主が引渡す場所が、それ自体または物品の梱包の性質から判断して、検査の場所として適切でないことである。」³⁸ FOB契約の場合、第1の要因は一般に存在しますが、第2の要因には、3番目の代替要因が必要になります。すなわち、買主が他の国に居住し、しかも船積地にはその代理人が居ない場合、船積の場所は検査の場所になりません³⁹。もちろん、FOB契約における検査の場所は、Bailhache判事が述べた要因が存在しない場合でも、後の方に遅らせることがあります⁴⁰。実際に、FOB契約に関する多数の判例では、検査の場所は船積地でなく、物品の仕向地であると判示しています⁴¹。FOB契約の買主によって、物品がその転売先の業者に向けて直接運送されるときは、物品が実際にその業者の手中に入る仕向地が検査の場所になります⁴²。

6.6.2 仕向地を検査の場所とする理由

船積地で物品を検査することが可能であったという理由で、FOB契約の買主の物品拒絶権を取消すことを法廷が躊躇するのは、次の2つのルールで説明されます⁴³。第1は、買主が船積地点で物品を検査する合理的な機会を持つことができたという挙証責任は売主にあります。そして、その事実を肯定する結果が得られた場合は別として、買主がその場所で物品を検査しなかったという理由だけで、物品を承諾したということにはならないのです⁴⁴。第2に、買主が持つ機会というのは、「物品が契約に合致しているか否かを確認するために物品を検査する合理的な機会」であって、「訴訟を提起できるような特定の瑕疵を発見するための合理的な機会」ではないのです。しかし、第2のルールは、買主が明らかに発見することができたような「極めて明白で、一見すれば分かる」ような瑕疵の場合には、適用されません⁴⁵。FOB契約の買主は、仕向地で物品を合法的に拒絶する場合には、物品の到着前に支払った代金を取戻す権利があります⁴⁶。

38 *Ibid.*, at p.130.

39 *Bragg v. Villanova* (1923), *supra*.

40 *Boks & Co. v. J. H. Rayner & Co.* (1921), 37 T.L.R. 800.

41 *Scaltaris v. E. Ofverberg & Co.* (1921) 37 T.L.R. 307; *Boks & Co. v. J. H. Rayner & Co.*, *supra.*; *Bragg v. Villanova*, *supra.*; *Obaseki Bros. v. Reif & Son Ltd.* [1952] 2 Lloyd's Rep. 364, 367. ULIS第38条第2項および第3項を参照。

42 *Molling & Co. v. Dean & Sons Ltd.* (1901) 18 T.L.R. 217; *J.W. Schofield & Sons v. Rownson, Drew and Clydesdale Ltd.* (1922) 10 L.L.R. 480. 次のケースは、前掲のものと異なります。*Hardy & Co. v. Hillerns and Fowler* [1923] 2 K.B. 490. この事件では、物品を転売先に運送したことが、売主の所有権と相容れない行為なので、買主の拒絶権が認められませんでした。しかし、この判決は、現在、不実表示法(the Misrepresentation Act 1967)第4条第2項の規定により回復されたので、買主が物品を検査する機会を持たなかった場合、買主は剥奪されることがなくなりました。

43 A.G. Guest, *op. cit.*, p.897.

44 *Boks & Co. v. J. H. Rayner & Co.*, *supra*.

45 *J. W. Schofield & Sons v. Rownson, Drew and Clydesdale Ltd.*, *supra*, at p.482.

46 *Bragg v. Villanova* (1823) 40 T.L.R. 154.

6.6.3 売主は拒絶された物品を回収しなければならない

これらの規則にもとづいて、法廷はFOB契約の買主の拒絶権を支持する傾向がみられますが、他方、これは売主に不利な問題を与えることとなります。売主は契約にもとづいて外国の仕向地に物品を送付し、危険が移転してから相当の日時が経過した後に、物品が拒絶されることになり、これを仕向地から自己の費用と危険負担で回収しなければなりません。保険が掛けられていないことがあります。このような売主の問題がPerkins v. Bell事件⁴⁷にみられます。この事件で、売主は“non-rejection clause”を契約に挿入しましたが、この免責条項は法廷で認められませんでした。このような場合、物品の滅失または毀損を未必保険(Contingency Insurance)でカバーすることができます。

6.7 物品の適合性に関する売主の義務

これまでに述べたようなコモン・ロー、制定法および貿易慣習を考慮して、1967年国際物品売買統一法(ULIS)は貿易契約における物品の適合性に関する売主の義務について一連の規定(第33条～第49条)を設けています。コモン・ローでは、適合性の欠如の「通知」(notice)とか「即時に」(promptly)という要件がないので、ULISにもとづく売買契約の場合、買主が物品を拒絶するときは、同法に定められている手続を遵守しなければなりません。適合性の欠如に関する規定(第33条～第37条)ならびに適合性の欠如の特定および通知に関する規定(第38条～第40条)を参考までに掲げます。

ULIS 第33条

第1項 売主は、以下に掲げる物品を交付した場合には、引渡の義務を履行したものとみなされない。

- (a) 売買された物品の一部だけ、あるいは、売買契約の数量を超過または不足する数量の物品
- (b) 売買契約と関係のない、または異なる種類の物品
- (c) 売主が買主に送付した見本(sample)または雛型(model)の品質に適合しない物品。ただし、売主が、物品について見本または雛型に一致する旨の明示または黙示の保証をしないで、これを買主に送付したときは、このかぎりでない。
- (d) 通常の使用または商業上の使用に必要な品質を有しない物品
- (e) 売買契約に明示的または黙示的に述べられている或る特定の目的に必要な品質を有しない物品
- (f) 一般的に、売買契約に明示的または黙示的に述べられている品質および特性を有しない物品

⁴⁷ Perkins v. Bell [1893] 1 Q.B. 193, 197.

第2項 数量の相違、物品の一部の欠如、品質または特性の欠如は、これが重要でない場合には、考慮されないものとする。

ULIS 第34条

第33条が関連する場合には、本法が買主に与える諸権利から、物品の適合性の欠如にもとづくすべての救済を除く。

ULIS 第35条

第1項 物品が契約に適合するか否かは、危険が移転する時の物品の状態によって決定されるものとする。しかしながら、契約の取消または他の物品と取替の要求により、危険が移転しない場合には、物品が契約に適合するか否かは、契約に適合したならば危険が移転したであろう時の物品の状態によって決定されるものとする。

第2項 売主は、本条第1項に定める時の経過後でも、売主または彼が責任をもつ者の行為によって生じた不適合の結果について責任を負うものとする。

ULIS 第36条

第33条第1項の(d)号、(e)号または(f)号に定められている種類の適合性の欠如については、契約の締結時に、買主が知っていた、または知らなかったとは考えられない場合には、売主はこのような欠如の結果に対する責任がない。

ULIS 第37条

売主が約定の引渡期日の前に物品を交付したときは、売主は、その期日までに、不足した部分または数量、もしくは契約に適合する他の物品の引渡、あるいはすでに交付した物品の瑕疵の改善を行うことができる。ただし、これらの権利の行使が、買主に不合理な不便または費用負担をかけないこととする。

ULIS 第38条

第1項 買主は、即時に、物品を検査するか、または物品の検査を行わせるものとする。

第2項 物品が運送される場合には、買主は仕向地において物品を検査するものとする。

第3項 物品が(仕向地で)積替えられることなく、買主により他に転送され、かつ売主が、契約の締結時に、かかる転送の可能性を知っていたか、あるいは知り得た場合には、物品の検査は、これが新しい仕向地に到着するまで先送りすることができる。

第4項 検査の方法は、当事者間の合意に従うか、または、かかる合意がないときは、検査が実施される場所の法律もしくは慣習に従うものとする。

ULIS 第39条

第1項 買主は、適合性の欠如を発見したとき、または発見したであろうときは、即時に(promptly)、これを売主に通知(notice)しなかった場合には、物品の適合性の欠如にもとづく権利を喪失する。第38条に規定する物品の検査によって発見し得なかった瑕疵が、後日明らかになった場合には、買主は、これが発見された後、即時に売主に通知することを条件とし

て、その瑕疵にもとづく権利を行使することができる。如何なる場合にも、物品が交付されたときから、2年以内に売主に対して物品の適合性の欠如に関する通知を与えなかったときは、適合性の欠如が長期間にわたる保証の違反となる場合を除いて、買主は物品の適合性の欠如にもとづく権利を喪失するものとする。

第2項 物品の適合性の欠如を売主に通知する際に、買主はその瑕疵を具体的に示し、かつ売主に物品を検査するよう、あるいは売主の代理人に検査させるよう要請するものとする。

第3項 本条第1項に規定する通知が手紙、電信、その他の適切な手段によって行われる場合、この通知の仕向地への到着が遅延もしくは不着であっても、買主は物品の適合性の欠如にもとづく権利を奪われないものとする。

ULIS 第40条

売主は、適合性の欠如を知っていた、あるいは知らなかったとは考えられない場合で、かつこれを明らかにしなかった場合には、第38条および第39条の規定を援用する権利がないものとする。

(続)

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

3-1 2010年9月14日

ICG(情報コンテンツ管理グループ)は国連CEFACT 勧告第20号「国際貿易に用いられる計測量単位コード」第7版 をリリースしました。

国連CEFACT の下記 Web からダウンロードできます。

http://www.unece.org/cefact/recommendations/rec_index.htm

3-2 2010年9月8日

ICG(情報コンテンツ管理グループ)はXMLスキーマライブラリD.09B(2009年後期分)を承認しました。

国連CEFACT の下記 Web からダウンロード出来ます。

http://www.unece.org/cefact/xml_schemas/index.htm

3-3 2010年9月8日

UN/EDIFACT デレクトリ2010年版(D. 10 A)がリリースされました。

下記のURLよりダウンロード出来ます。

<http://www.unece.org/trade/untdid/directories.htm>

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会
業務第三部長 平井一海
E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

JASTPRO 第36巻 第6号 通巻第384号

・ 禁無断転載

平成22年9月30日発行 JASTPRO刊10-06

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。